

議案第 5 2 号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

福祉医療費の支給対象を拡大するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「中学校就学の始期に達するまでの者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に改め、同条第4項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「監護している者」を「監護しているもの」に改め、同条第5項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「18歳未満の者」を「18歳未満のもの」に、「20歳未満の者」を「20歳未満のもの」に改め、同項第2号中「18歳未満の者」を「18歳未満のもの」に、「20歳未満の者」を「20歳未満のもの」に改め、同条第6項第1号を次のように改める。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に20歳未満の子を監護しているもの

第2条第7項第1号及び第2号中「18歳未満の者」を「18歳未満のもの」に、「20歳未満の者」を「20歳未満のもの」に改め、同条第8項中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に、「扶養義務者」を「扶養義務者」に、「しない者」を「しないもの」に改める。

第3条中「有する者」を「有するもの」に改める。

第4条第1項中「前条第1項」を「前条第1号」に改める。

第5条第2号中「及び難病患者」を「、難病患者及びこどものうち中学校に就学しているもの」に改め、同条第4号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同条第5号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

第10条中「町長が定める者」を「町長が定めるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項及び第5条第2号の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条第6項第1号の改正規定 平成26年10月1日
 - (2) 第5条第4号及び第5号の改正規定 平成28年8月1日
（こどもに係る医療費の支給に関する経過措置）
- 3 改正後の長与町福祉医療費の支給に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3項及び第5条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
（父子家庭の父等に係る医療費の支給に関する経過措置）
- 4 改正後の条例第2条第6項第1号の規定は、この条例の施行の日前に支給事由が生じた支給についても、平成26年10月1日分以後適用する。

5 改正後の条例第5条第4号及び第5号の規定は、この条例の施行の日前に支給事由が生じた支給についても、平成28年8月1日分以後適用する。